



宮 崎 県 公 報

平成29年3月29日(水曜日)号外 第17号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 2		○公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例……………(医療業務課) 3
○宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(医療業務課) 3		○公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例……………(“) 4
○公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例……………(“) 3		○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………(山村・木材振興課) 12
		○美しい宮崎づくり推進条例……………(都市計画課) 12
		○宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例……………(教育庁) 15
		○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例……………(県警本部) 15

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する医療法人の吸収分割及び新設分割の認可の申請の受理に関する事務について、取扱いを希望する市に権限を移譲することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 改正の理由及び主な内容

修学資金の貸与を受ける要件の緩和を図る等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例(条例第19号)

1 制定の理由及び主な内容

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、当該法人が財産の処分等に際し一定の手続を必要とする重要な財産を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例(条例第20号)

1 制定の理由及び主な内容

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、県から当該法人に引き継がれる職員が所属している県の内部組織として、宮崎県立看護大学を定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第21号)

1 制定の理由及び主な内容

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴い、関係条例の整理を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 美しい宮崎づくり推進条例（条例第23号）

- 1 制定の理由及び主な内容
美しい宮崎づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県育英資金の延滞利息の利率を引き下げるため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 改正の理由及び主な内容
治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村	事	務	市町村
[略]			[略]		
10	医療法（昭和23年法律第205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）に基づく事務 (1)～(31) [略]	[略]	10	医療法（昭和23年法律第205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）に基づく事務 (1)～(31) [略] <u>(32) 第60条の3第4項の規定による吸収分割認可の申請の受理に関すること。</u> <u>(33) 第61条の3において準用する第60条の3第4項の規定による新設分割認可の申請の受理に関すること。</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例（昭和41年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する<u>母子健康センター</u>（助産師が業務に従事する場合に限る。）</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>コ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（<u>アからキまで又はケに該当する県内の施設等において、看護師等又は法第6条に規定する准看護師として3年以上の実務経験を有する者が業務に従事する場合に限る。</u>）</p> <p>サ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する<u>母子健康包括支援センター</u>（助産師が業務に従事する場合に限る。）</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>コ 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所</p> <p>サ [略]</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号ケの改正規定は、公布の日から施行する。

公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

公立大学法人宮崎県立看護大学に係る重要な財産を定める条例

（不要財産であって県への納付の対象となる重要な財産）

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、次に掲げる財産とする。

- (1) 県からの出資に係る財産
- (2) 県からの支出に係る財産のうち、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）（処分等の制限の対象となる重要な財産）

第2条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県条例第20号

公立大学法人宮崎県立看護大学に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例

公立大学法人宮崎県立看護大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第59条第 2 項の条例で定める県の内部組織は、この条例の施行の日の前日における宮崎県立看護大学とする。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

宮崎県条例第21号

公立大学法人宮崎県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料）</p> <p>第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 教育職給料表（別表第 3）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 教育職給料表(一)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 教育職給料表(二)</p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 大学の学長の給料月額は、次条の規定にかかわらず、教育職給料表(一) 4 級の欄に掲げる指定 1 号給から指定 3 号給までの額のうちから、任命権者が人事委員会と協議して定める。</u></p> <p>6 再任用職員のうち、前項の職員以外の職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>7 再任用短時間勤務職員の給料月額は、<u>前 2 項の規定にかかわらず</u>、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第 7 条の 2 第 3 条第 5 項に規定する職員又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「対象職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第 2 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100分の 122.5、12月に支給する場合においては 100分の 137.5 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第 3 条第 5 項に規定する職員を除く。）でその職</p>	<p>（給料）</p> <p>第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 教育職給料表（別表第 3）</p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>6 再任用短時間勤務職員の給料月額は、<u>前項の規定にかかわらず</u>、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第 7 条の 2 第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「対象職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第 2 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100分の 122.5、12月に支給する場合においては 100分の 137.5 を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相</p>

務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額、第 3 条第 5 項に規定する職員にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 62.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 77.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 62.5」とあるのは「100 分の 32.5」と、「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 42.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第 8 条の 4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 85（特定管理職員にあっては、100 分の 105）を乗じて得た額の総額

イ 第 3 条第 5 項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 40（特定管理職員にあっては、100 分の 50）を乗じて得た額の総額

イ 第 3 条第 5 項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第 8 条の 11 第 4 条から第 5 条の 4 まで、第 5 条の 8、第 6 条及び第 6 条の 7 から第 7 条までの規定は、第 3 条第 5 項に規定する職員には適用しない。

2 第 6 条の 7 から第 6 条の 9 までの規定は、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員には適用しない。

3 [略]

別表第 3 を次のように改める。

当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては 6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第 8 条の 4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 85（特定管理職員にあっては、100 分の 105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 40（特定管理職員にあっては、100 分の 50）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第 8 条の 11 第 6 条の 7 から第 6 条の 9 までの規定は、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員には適用しない。

2 [略]

別表第 3 教育職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	
	45	236,200	294,500	359,200	409,800	
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	

	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,600	372,600	420,400
	53	247,000	313,900	374,500	422,100
	54	248,200	316,100	376,300	423,600
	55	249,600	318,200	378,100	425,200
	56	250,700	320,400	379,800	426,800
	57	252,000	322,600	381,300	428,300
	58	253,100	324,700	382,900	429,800
	59	254,200	326,900	384,600	431,000
	60	255,400	328,900	386,300	432,200
再任	61	256,700	331,000	387,500	433,400
用職	62	258,000	333,100	388,900	434,700
員以	63	259,400	335,300	390,300	436,000
外の	64	260,600	337,500	391,600	437,200
職員	65	261,900	339,400	393,000	438,400
	66	263,400	341,600	394,200	439,600
	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
	70	269,500	349,700	399,600	444,400
	71	270,900	351,800	401,000	445,600
	72	272,300	353,800	402,300	446,800
	73	273,400	355,500	403,600	447,900
	74	274,800	357,400	405,000	448,500
	75	276,200	359,200	406,400	449,000
	76	277,400	361,100	407,700	449,500
	77	278,800	363,000	408,900	450,000
	78	280,000	364,700	410,100	
	79	281,200	366,400	411,400	
	80	282,400	368,000	412,800	
	81	283,500	369,500	414,100	
	82	284,700	371,000	415,300	
	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
	85	288,300	375,000	418,700	
	86	289,400	376,400	419,900	
	87	290,500	377,800	421,100	
	88	291,700	379,100	422,100	
	89	292,900	380,400	423,200	
	90	294,000	381,700	424,200	
	91	295,200	382,900	425,200	
	92	296,400	384,200	426,200	
	93	297,100	385,500	427,100	
	94	298,100	386,600	427,900	
	95	299,200	387,900	428,700	
	96	300,400	389,100	429,500	
	97	301,400	390,500	430,300	
	98	302,500	391,500	430,700	
	99	303,500	392,600	431,100	
	100	304,600	393,600	431,500	

101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	
140	324,500	414,200	
141	324,700	414,400	
142	324,900	414,700	
143	325,200	415,000	
144	325,400	415,200	
145	325,700	415,400	
146	325,900		
147	326,200		
148	326,500		
149	326,700		
150	326,900		
151	327,200		
152	327,500		

	153	327,700				
	154	327,900				
	155	328,200				
	156	328,500				
	157	328,700				
	158	328,900				
	159	329,200				
	160	329,500				
	161	329,700				
	162	329,900				
	163	330,200				
	164	330,500				
	165	330,700				
	166	330,900				
	167	331,200				
	168	331,500				
	169	331,700				
	170	331,900				
	171	332,200				
	172	332,500				
	173	332,700				
再任用 職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 教育職給料表級別基準職務表（第 3 条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	教諭、養護教諭、栄養教諭又は実習教師の職務
特 2 級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（この条例の目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第24条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する職員（地方警察職員及び県立学校職員（ <u>大学職員を除く。</u> ）を除く。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を規定することを目的とする。	（この条例の目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第24条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する職員（地方警察職員及び県立学校職員を除く。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の支給等） 第 6 条 この条例に定めるもののほか、給与及びその支給については、 <u>県立学校職員（大学職員を除く。以下同じ。）</u> の例による。ただし、初任給調整手当については、職員の給与に関する条例第 5 条の 2 の規定を準用する。	（給与の支給等） 第 6 条 この条例に定めるもののほか、給与及びその支給については、 <u>県立学校職員の例による。</u> ただし、初任給調整手当については、職員の給与に関する条例第 5 条の 2 の規定を準用する。

（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 4 条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第 6 条の規定に基づき、 <u>県立学校職員（大学職員を除く。以下「職員」という。）</u> の特殊勤務手当に関し必要な事項を規定することを目的とする。 2 [略]	（目的） 第 1 条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第 6 条の規定に基づき、 <u>県立学校職員（以下「職員」という。）</u> の特殊勤務手当に関し必要な事項を規定することを目的とする。 2 [略]

（県立学校職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 5 条 県立学校職員の旅費に関する条例（昭和38年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第24条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する <u>県立学校職員（大学職員を除く。以下「学校職員」という。）</u> に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第24条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する <u>県立学校職員（以下「学校職員」という。）</u> に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第 6 条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年宮崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この条例で「 <u>実施機関</u> 」とは、 <u>大学の学校医等</u> に関しては知事、 <u>その他の学校医等</u> に関しては <u>県教育委員会</u> をいう。 （委任）	（定義） 第 2 条 この条例で「 <u>実施機関</u> 」とは、 <u>県教育委員会</u> をいう。 （委任）

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、大学の学校医等に関する知事が、その他の学校医等に関しては県教育委員会が定める。	第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。
--	------------------------------------

(市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 7 条 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 8 年宮崎県条例第 16 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(休日、休暇及び休憩時間) 第 3 条 職員の休日、休暇及び休憩時間については、県立学校職員(大学職員を除く。)の例による。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 3 条の 2 育児又は介護を行う職員の深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における勤務の制限及び第 2 条に規定する勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。)の制限については、県立学校職員(大学職員を除く。)の例による。 (時間外勤務代休時間) 第 3 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和 32 年宮崎県条例第 26 号)第 6 条の規定によりその例によるものとされる職員の給与に関する条例(昭和 29 年宮崎県条例第 40 号)第 6 条の 7 の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対する当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置については、県立学校職員(大学職員を除く。)の例による。	(休日、休暇及び休憩時間) 第 3 条 職員の休日、休暇及び休憩時間については、県立学校職員の例による。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 3 条の 2 育児又は介護を行う職員の深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における勤務の制限及び第 2 条に規定する勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。)の制限については、県立学校職員の例による。 (時間外勤務代休時間) 第 3 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和 32 年宮崎県条例第 26 号)第 6 条の規定によりその例によるものとされる職員の給与に関する条例(昭和 29 年宮崎県条例第 40 号)第 6 条の 7 の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対する当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置については、県立学校職員の例による。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 第 6 条の規定による改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等) 第 8 条 [略] 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 162.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づ	(給与条例の適用除外等) 第 8 条 [略] 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 1 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 162.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事

く人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成44年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成45年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美しい宮崎づくり推進条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第23号

美しい宮崎づくり推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 推進計画及び推進体制（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 美しい宮崎づくりを推進するための施策

第 1 節 地域の特性を生かした景観の保全及び創出（第10条－第14条）

第 2 節 景観を資源として活用するための環境づくり（第15条－第19条）

第 3 節 公共事業に係る良好な景観の形成（第20条）

第 4 節 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成（第21条－第26条）

第 4 章 雑則（第27条・第28条）

附則

私たちが暮らす宮崎県は、九州山地や霧島連山をはじめとする緑豊かな山々、それらを源とし日向灘に注ぐ大淀川や五ヶ瀬川などの清らかな河川、日豊海岸から日南海岸に至る変化に富んだ海岸線など、雄大で美しい自然に恵まれている。

また、古くから日本発祥にまつわる日向神話の舞台として知られ、各地に多くの伝説や史跡、伝統文化を有している。

その中で先人たちは、温暖な気候風土に根ざした暮らしの積み重ねにより、のどかな里山や歴史的な趣のあるまちなみなど地域固有の景観を育むとともに、全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、花と緑にあふれた沿道の景観づくりに取り組むなど、もてなしの心を持って景観を磨き上げてきた。

これらの美しい宮崎の景観は、私たちの地域に対する愛着と誇りを醸成するばかりでなく、宮崎を訪れる人々をも魅了してきたところである。

しかしながら、本格的な少子高齢化や人口減少の時代を迎え、地域の担い手不足から、人々によって守られてきた景観が損なわれようとしている。

その一方で、人々の豊かさに対する価値観の変化や環境意識の向上を背景に、地域の自然や歴史、文化と調和した潤いと安らぎのある暮らしへの関心が高まっている。また、旅行者のニーズの多様化や交流圏域の拡大に伴い、以前にも増して、国内外から訪れる人々を惹き付ける個性あふれる地域づくりが求められている。

このため、私たちは、地域にある身近な景観の価値を改めて認識し、県民共有の財産として美しい宮崎の景観を守り、創り出し、又は生かしていく取組をたゆまず推進していかなければならない。

ここに、県民一人ひとりの力を合わせて美しい宮崎づくりを進め、世界に誇ることのできる美しい郷土を将来の世代に引き継いでいくこ

とを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、美しい宮崎づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心豊かな暮らし及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「美しい宮崎づくり」とは、本県において、現にある良好な景観を保全すること、新たに良好な景観を創出すること又はこれらの景観を活用することにより魅力ある地域をつくることをいう。

(基本理念)

第 3 条 美しい宮崎づくりは、良好な景観が県民共有の財産であるとの認識の下、現在及び将来にわたって、県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されなければならない。

2 美しい宮崎づくりは、地域の良好な景観が有する個性及び特色を伸長させるとともに、県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するように推進されなければならない。

3 美しい宮崎づくりは、良好な景観が観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されなければならない。

4 美しい宮崎づくりは、良好な景観の保全、創出又は活用に関し、理解を深めること、自ら行動すること、行動するものを支援すること等の多様な取組により推進されなければならない。

5 美しい宮崎づくりは、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい宮崎づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村が実施する地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。

3 県は、美しい宮崎づくりに関する県民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の役割)

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、その日々の暮らしが地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、美しい宮崎づくりの重要な担い手として、自ら進んで美しい宮崎づくりに努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が地域の景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動を行うに当たっては、周辺の景観に十分配慮するよう努めるとともに、地域社会の一員として、地域で行われる美しい宮崎づくりに関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する美しい宮崎づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 推進計画及び推進体制

(推進計画の策定等)

第 8 条 知事は、美しい宮崎づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい宮崎づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の方向

(2) 美しい宮崎づくりの推進に関する施策の具体的な内容

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、美しい宮崎づくりの推進に必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、市町村並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第 9 条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

第 3 章 美しい宮崎づくりを推進するための施策

第 1 節 地域の特性を生かした景観の保全及び創出

（自然景観の保全及び創出）

第10条 県は、豊かな自然により生み出される景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、森林の保全又は整備、河川及び海岸等の水辺環境の保全又は整備、希少な野生動植物の生息又は生育環境の保護その他の必要な施策を推進するものとする。

（農山漁村景観の保全及び創出）

第11条 県は、農林水産業その他の地域に根ざした生業及び人々の生活により培われる農山漁村景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、里山及び里海の保全、耕作放棄地の再生利用、森林資源の循環利用その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、農林水産業の持続的な営みが農山漁村景観の保全及び創出に大きな役割を担うものであることに鑑み、市町村及び県民等と連携し、県内で生産された農林水産物の積極的な消費が促進されるよう必要な施策を推進するものとする。

（歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出）

第12条 県は、歴史的な趣のある景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、歴史的建造物の保存又は修復その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、民俗芸能、祭事、風習その他の伝統文化（以下「伝統文化」という。）により培われる景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、伝統文化の継承その他の必要な施策を推進するものとする。

（潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出）

第13条 県は、潤いと安らぎのあるまちなみ景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、市町村及び県民等と連携し、緑化の推進、水辺環境の保全、建築物及び工作物の修景その他の必要な施策を推進するものとする。

（広域的景観の保全及び創出）

第14条 県は、市町村の区域を越えて広がる良好な景観が将来にわたって保全され、又は創出されるよう、その景観を有する地域における景観形成の方針を示すとともに、市町村間の調整、市町村に対する技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第 2 節 景観を資源として活用するための環境づくり

（視点場の整備等）

第15条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、良好な景観を眺めることができる場所（以下「視点場」という。）の整備、視点場周辺の樹木等の伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

（沿道、沿線等の整備等）

第16条 県は、道路及び鉄道が単に移動するための空間のみならず、視点場としても重要であることに鑑み、道路及び鉄道から見える良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、沿道及び沿線並びにその周辺における花木類の植栽、樹木等の保護又は伐採その他の必要な施策を推進するものとする。

（もてなしとにぎわいの空間づくり等）

第17条 県は、県民はもとより国内外から訪れる人々がもてなしの心又はにぎわいを感じられるよう、市町村及び県民等と連携し、憩いの場又は交流の場となる空間づくりその他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、国内外から訪れる人々が地域の魅力を体感できるよう、市町村及び県民等と連携し、地域の自然景観、農山漁村景観等を活用した多様な体験活動の機会及び県民との交流の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

（景観阻害要因の改善）

第18条 県は、良好な景観が地域の資源として活用されるよう、市町村及び県民等と連携し、周囲の景観と調和しない工作物等の緑化による修景その他の必要な施策を推進するものとする。

（積極的な情報発信）

第19条 県は、観光その他の地域間交流を促進するため、市町村及び県民等と連携し、地域の良好な景観、その景観と共に営まれている人々の暮らしその他の美しい宮崎づくりに関する情報を国内外に向けて積極的に発信するものとする。

第 3 節 公共事業に係る良好な景観の形成

第20条 知事は、公共事業により整備される施設が周辺の景観に大きな影響を及ぼすことに鑑み、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 県は、公共事業景観形成指針のっとり、公共事業を実施するものとする。

3 県は、県以外の公共事業を実施する者に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めるものとする。

第 4 節 美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成

（普及啓発等）

第21条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加が促進されるよう、市町村と連携し、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

（人材の育成）

第22条 県は、将来の美しい宮崎づくりを担う人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、子どもたちに対する地域の自然、歴史、

文化等の学習の機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

2 県は、美しい宮崎づくりに関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、市町村及び県民等と連携し、講習会の開催、専門家の助言指導を受ける機会の提供その他の必要な施策を推進するものとする。

（美しい宮崎づくり活動団体の登録等）

第23条 県は、県民等による美しい宮崎づくりに関する活動を促進するため、良好な景観の形成に取り組む団体を美しい宮崎づくり活動団体（以下「活動団体」という。）として登録し、その活動に必要な情報の提供、広報活動への協力、活動団体間の交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（景観形成促進機構の指定等）

第24条 知事は、人材の育成その他の美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、市町村及び県民等に対する専門的な知識を有する者の派遣、調査研究その他の良好な景観の形成に必要な活動を行うことができる法人を景観形成促進機構（以下「機構」という。）として指定するものとする。

2 県は、機構に対し、その活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（美しい宮崎づくり推進強化月間）

第25条 県は、美しい宮崎づくりに関する県民等の理解を深めるとともに、美しい宮崎づくりに関する活動への県民等の参加をより一層促進するため、毎年11月を美しい宮崎づくり推進強化月間と定める。

（表彰）

第26条 知事は、美しい宮崎づくりに関し顕著な功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

第 4 章 雑則

（財政上の措置）

第27条 県は、美しい宮崎づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（延滞利息）	（延滞利息）
第12条 育英資金の貸与を受けた者が、 <u>正当</u> の理由がなく <u>て</u> 育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.6パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利息を支払わなければならない。	第12条 育英資金の貸与を受けた者が、 <u>正当な</u> 理由がなく <u>て</u> 育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利息を支払わなければならない。
2 [略]	2 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮崎県育英資金貸与条例第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞利息の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息の額の計算については、なお従前の例による。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第25号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)			
区		分		定		員	
警 察 官	階 級	[略]					
		警 部		184人	185人		
		警 部 補		565人	567人		
		巡 査 部 長		584人	587人		
	巡 査		602人	604人			
	計			2,026人		2,034人	
[略]				[略]			
合		計			2,347人		2,355人
[略]				[略]			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。